

原 著

障害のある子どもの教育内容の決定過程における

親の過失を認定した裁判事例

—*Horen v. Toledo School District* の検討—吉利 宗久*¹ 高橋 彩*² 影山 瑞歩*²

アメリカ合衆国においては、障害者教育改善法（IDEA）に基づいて、障害のある子どもの教育的な決定に関する親の参加が保障されている。一方で、その具体的な運用にあたっては、親と学校との対立が生み出されており、訴訟に発展するケースもみられている。本稿は、IDEAによって保護されている親の権利をめぐる、親の過失を認定したオハイオ州北部地区連邦地方裁判所による判決（*Horen v. Toledo School District*, 113 LPR 48072 (N.D. Ohio 2013)）を中心にとりあげ、とくに個別教育計画の立案ミーティングにおける親の参加の観点から、対立の構造と論点を整理した。連邦地方裁判所は親と学校区とのやりとりの分析から、「これ以上露骨な参加の拒否は容易に想像できない」と述べ、学校区からの働きかけに対して「やめてくれ」と拒絶した親の責任を全面的に認定した。最後に、本裁判の結果をふまえ、今後における親と学校との協力体制の重要性を指摘した。

キーワード：障害者教育改善法、親の参加、個別教育計画、適正手続き、無償で適切な公教育

※1 岡山大学大学院教育学研究科

※2 岡山大学大学院教育学研究科大学院生

I はじめに

アメリカ合衆国においては、障害者教育改善法（Individuals with Disabilities Education Improvement Act of 2004, P.L. 108-446, IDEA）のもと、すべての障害のある子どもに対する「無償で適切な公教育」（free appropriate public education, FAPE）の提供が保障されており、その具体策として「個別教育計画」（Individualized Education Program, IEP）の立案が求められている。IEPの策定過程においては、多専門家チームによるIEPミーティングの開催が求められており、親はその重要な法定メンバーの一員として位置づけられている（20 USC § 1414 (d) (1) (B)）。

IEPミーティングは、親と学校とが事前に時間や場所について相互に合意した上で開催されなければならない（20 USC § 1414 (d)(1)(B)(i)）、親は子どもの教育的サービスの内容（頻度、場、期間など）に関する決定過程に参加し、意見を表明する機会を与えられている（20 USC § 1414 (d)(1)）。また、IEPは、子どもの教育目標の適切性を確認するために毎年見直される必要があることに加え、親からの新たな情報が提供された場合や、年次目標に対する期待され

た進歩がみられない場合などには適宜修正することが認められている（20 USC § 1414 (4)(a) (i) (ii)）。すなわち、子どもの教育に関するあらゆる意思決定の場面において、親に対する包括的な権利が認められているのである。

ただし、親の権利行使をめぐる、教育的サービスの利用者である親と、提供者である学校・教育委員会との対立が生じ、訴訟に発展するケースもみられている（Yell, Ryan, Rozalski, & Katsiyannis, 2009）。いくつかの裁判では、親の権利を認める判決が示される一方で、親の過失を認定する判断もみられる。その典型的な裁判事例として、長年にわたって複数の裁判に派生しながら議論されてきたオハイオ州における *Horen v. Toledo School District* の議論をとりあげる。なかでも、IEPミーティングにおける親の参加（2013年判決）をめぐる対立の構造と論点を中心としながら、連続する判決の概要と特徴を整理する。

II 裁判に至る経緯と背景

本裁判は、オハイオ州に住む重複障害のある児童

の父親が IEP ミーティングの音声記録を認められない限り、娘 (DH) の IEP ミーティングに参加することを拒否したことに端を発する。また、親は IEP ミーティングに学校区の弁護士が出席することに反対していた。すなわち、親は、① IEP ミーティングの記録、②学校区の弁護士が出席することの禁止を要求し、それが満たされるまで、③ IEP ミーティングへの参加を拒否したのである。これらの論点は、それぞれが一連の訴訟^{注1)}を誘発し、継続的に議論されることになった。これにより、DH に対する IEP の開発が実施されず、訴訟が開始された 2006 年 5 月以来、彼女は学校に通っていない。

2007 年の 3 月から 6 月にかけて、学校区は IEP ミーティングを開催しようとしたものの、親はミーティングの記録を要求し続けた。一方、学校区は弁護士がミーティングに出席し、親がミーティングを記録しないことに合意しない限り、ミーティングを開催することを最終的に拒否していた。2007 年 7 月、学校区は適正手続きの訴状 (due process complaint, No. SE-1992-2007) を提出し、①学校区から事前の同意を得ている場合を除き、親がオーディオやビデオによる記録を行うことなく IEP ミーティングに参加すること、② IEP ミーティングの間、その弁護士の出席を伴う学校区の権利を認めること、③学校に DH を通わせること、あるいは選択的に彼女がホームスクーリングあるいは別の方法で教育を受ける場合、それらを学校に知らせることを親に求めた。

公正聴聞官 (impartial hearing officer, IHO) は、学校区の要求を認め、州レベルの査察審理官 (State Level Review Officer, SLRO) がその決定を支持した。親は、DH の代理人として地方裁判所に訴え、その苦情に新しいクレームを追加しながら、議論が継続されることになった。

Ⅲ IEP ミーティングの記録と弁護士出席の是非に関する判決 (2011)

いくつかの判決のなかでも、2011 年 3 月に第 6 巡回区控訴裁判所 (*Horen v. Board of Education of the City of Toledo Public School District, Case No. 09-4254 (6th Cir. 2011).*) において、ミーティングの記録、弁護士の出席に関する明確な判断が示された。判決によれば、ミーティングの記録について、親は州法が、IEP ミーティングを記録するための権利を親に与えていると主張し、「会話は、参加者の同意を得ることなしに記録することができる」(p. 5) という主張を

行った。しかし、裁判所は、法が記録を行うことが違法行為 (criminal acts) ではないということのみを規定しているという見解を示した。

さらに、親は IEP ミーティングにおいて、「誰かが、記録をとられたくないならば、その人物だけ沈黙し続けることができる」(p. 5) と主張した。しかし、これは、IDEA の目的に合致しない。そして、裁判所は、IDEA が、IEP ミーティングの記録を禁じていないものの、学校区の労働団体協約 (collective bargaining agreement, CBA) は、記録を残さないポリシーを含んでいたことを指摘した。親は学校区が録音に関するポリシーを持っていなかったと主張したが、CBA が記録を残さないポリシーを含んでいたことを議論しなかった。そこで、裁判所は、学校区が IEP ミーティングの記録を禁止することは権利の範囲内であると判示した。

また、裁判所は学校区の弁護士の出席についても、学校区の主張を支持する判決を下している。裁判所は IDEA が、「IEP チームは『親または機関の裁量で、子どもに関する知識ないし特別な専門知識をもつ人物』を加えることが可能である」(p. 5) と規定していることを指摘し、学校区が必要と判断すれば、弁護士を出席させる権利を有するのであり、「学校区は、以前の適正手続き公聴会や控訴における弁護士の関与に基づいて、子どもに関する『特別な知識』を持っているかを決定する裁量権を持っている。親は弁護士が出席することを理由に、IEP ミーティングへの出席を拒否することには根拠がない」(p. 5) と判断した。このように、IEP ミーティングの記録と弁護士の参加について、学校区の主張が認定されたのであった。

Ⅳ 親の IEP ミーティング参加に関する判決 (2013)

1 事実認定

続けて、とくに親の参加に関する論点に関しては、オハイオ州北部地区連邦地方裁判所 (*Horen v Board of Education of the Toledo Public School District, 113 LRP 48072 (N.D. Ohio 2013)*) が判決を下している。その事実認定の概要は以下のとおりである。

2009 年 3 月、トレド学校区 (Toledo School District, TPS) のスチューデント・サービスの責任者である Thom Billau が親に対して、IEP ミーティングの開催に向けたスケジュール調整の手紙を送付した。彼は DH の学校への代替的な教育措置としての EduCare でのステイ・プット (stay-put) についても言及し

表1 Billau から親への手紙の内容

話し合いを行うために、前回、IEPの原案のコピーを送付しました。もし改めてコピーが必要であれば、私のオフィスに連絡を下さい。学校の職員は過去の2学年度にわたって、DHの様子を観察する機会がなかったので、もしDHの最近の能力(performance)のレベルに関する情報をお持ちであれば提供して下さい。

また、2008年の9月にDHの再評価の期日が近づいていることをお知らせしました。評価は新しいIEPを作成するために必要不可欠なものです。DHの再評価に関する同意書も同封しています。

そして、ミーティングに関する案内も同封しています。もし提案の日時に都合が合わなければ、都合のよい日を連絡して下さい。ミーティングではIEPに関して有益な情報はもちろん、再評価の実施についても話し合いたいと考えています。

.....

話は変わりますが、DHが学校に再び通い始める時期に関してアドバイスして下さい。(p. 2)

表2 親から統括官への手紙の内容

この手紙は私たちに送付されてきた別の手紙への返信です。その手紙の内容は、ミーティングを4月7日に設定するというBillauからの手紙です。TPSがDHのFAPEを否定し続けているという更なる証拠を示してくれて感謝します。

我々への連絡をやめるように要求します。TPSがどれだけ手紙を送ろうと、TPSが要求したことを実行するまで事実は変わらないし、私たちの姿勢も変えるつもりはありません。(中略)娘に関するミーティングが私たちの参加なしに開催されることに抗議します。

.....

娘がEduCareに出席することを再開する時期に関するBillauの度重なる問い合わせに関して、私は過去のやりとりと、この問題を全面的に検討している係争中の訴訟に改めて触れておきたいと思います。同様の問題に関するこれ以上の連絡はハラスメントとして捉えます。やめてください(Stop it.)(p. 3)

ていた(表1)。なお、ステイ・プットとは、親が適正手続きによるヒアリングの要請を行った場合に、子どもの教育措置を維持する権利が発生し、すべてのヒアリングや訴訟が終了するまで従来の教育措置にとどめておくことができる措置である(20 USC §1415(j))。裁判所は、学校区が親に日程調整を働きかけているなど、IEPミーティングの開催に向けて一定の努力を行っており、教育の場についても配慮していたことに注目していた。

これに対し、親はBillau本人に返事を書くことをせずに、2009年4月6日付けでTPSの統括官(superintendent)であるJohn Foleyに手紙を送付した(表2)。そこでは、IEPミーティングへの参加を強い表現で拒否していた。結局、DHの親はBillauの手紙に示された2009年4月7日のミーティングに参加することはなかった。彼らは代わりの日時を指定せずに、DHの評価にも同意しなかった。

その代わりに、2009年6月3日、親はFoley統括官にもう一通の手紙を送っており、その内容は「Billauは役立たずで、無能である。さらに、私たちと争うために代理弁護士から賄賂をもらっているに違いない。おそらくあなたもそうなのだろう。私たちは手紙を書

く活動を続け、TPSのやりかたについて公にしてい

く」(p. 3)というものであった。また、6月3日の手紙は4月における親からの手紙に言及して結ばれていた。すなわち、「数ヶ月前、TPSが私たちの要求を受け入れるまで手紙を送ることを止めるようお願いした。Foley、あなた方が何を隠している、何を恐れているか知らないが、私たちが期待することはあなた方が私たちの要求に応えることである」(p.3)。その結果、2009 - 10学年度においては、これ以上のやりとりは行われなかった。約2年後、親は2012年の8月30日になって、この論点に関する訴えを起こしたが、それは学校区とのやりとりから3年以上が経過した後であった。

IHOよりも前段階での行政聴聞会(administrative hearing)において、親は以下のように主張していた。

1. 学校区は障害認定(Child find)に関連するIDEAの条項に従わなかった。
2. 学校区は学校の始業日に適切なIEPを作成しなかった。
3. 学校区は2009 - 10学年度にIEPを作成しなかった。
4. 学校区は他の問題を係争中にIEPを提供しな

かった。

5. 学校区は親に2つの不適切な教育措置の選択肢を与えた。1つは聴聞官と裁判所によって決定されたものであり、2つ目はオハイオ州法に違反してオハイオ州教育省による認可なしに運営されている教育措置であり、学校区が医療的なニーズのある生徒を親の知識や許可がないままに通うことを許可している場所である。

6. 学校区は評価の実施に関する親の問い合わせに返答しなかった。

7. 学校区は2009 - 10 学年度中に IEP ミーティングを開催しなかった。

学校区は IEP の作成を進めなかったことに関する2, 3, 7 の主張の事実のみを認めた。そして、IHO は次の理由から親の主張に法的根拠がないと判断した。

1. TPS は障害認定に従うように十分な努力をしてきたが、親の手紙には TPS とのこれ以上のやり取りを行いたくないとの意向が示されていた。

2. EduCare が適切な教育措置であったかどうかという問題はすでに決定がなされたものであり、すでに裁判所で解決されている問題である。さらに、DH が2006年から係争中の訴訟の間に学校に通っていないことを考慮すると、TPS は EduCare での DH の教育措置を維持していると述べたように適切に対応したといえる。

3. 親からの2009年4月の手紙は TPS とのコミュニケーションを事実上断絶させたものである。そして、2009年6月の手紙では特定の評価や調査の情報の要求はなかった。

IHO は学校区が子どもの IEP を作成すべきであったことを指摘したが、親の「行動が IEP の作成に必要なプロセスを妨げた」とも判断した。IHO は学校区に「今から次年度の開始までの間に IEP を完成する」ことを命じ、親に対しては「再評価に協力し、同意するように」命じた。これに対して、親は SLRO に訴えたものの、IHO の決定が支持され、親の主張は法的根拠がないと判断されたのであった。

その論旨は、「学校区は2009 - 10 学年度に子どもの FAPE を提供できなかった。なぜならば、親が参加しないことを選択するならば、学校区は親の参加なしで IEP を作成することができなかったからである。しかし、親が生徒を学校に連れてこない限りは、IEP

に基づいたサービスは提供できない。親は FAPE の違反による補償について主張する権利はない。なぜならば、彼らは再評価への同意を拒否し、IEP の話し合いに参加することを拒否し、娘を学校に通わせなかったことによって FAPE の違反に関して大きな責任があるからである」(p. 4) というものであった。

これらの事実認定をふまえて上訴した親は、改めて特に以下の点を主張した。①親は IEP の再評価のためのプレミーティングへの参加の意志は表明していたが、学校区は事前に評価には何が含まれ、誰が参加するかという情報を提供する必要があった、②学校区が情報を提供しなかったために、IEP ミーティングに参加を要求する Billau の手紙への応答をしないことは正当である、③学校区は IEP の作成をしなかった、④学校区は IDEA の「障害認定」の提供に違反した。しかし、地方裁判所(2013)は、親の主張のどれにも法的根拠がないと判示した。

2 審議内容と判決

裁判官 Carr, J. G. は、DH が FAPE を含む IDEA によって認められた権利を有し、さらに彼女が2006年から TPS の関与を十分に受けていないことに関しても議論の余地がないことを述べた。その上で、既判力(res judicata, 既判事項については再度訴訟問題にできないという不再理の拘束力)の原理に基づき、親は他の事実について訴訟を起こそうとすることができないとした。そして、本訴訟では先の裁判(WL 3070774, N. D. Ohio 2013)における SLRO の決定(①2006年に DH を TPS から引き離したのは、親自身である[親の責任の認定]、②2006 - 07 学年度に計画された EduCare (チャイルドケアセンター)への教育措置は適切である[教育措置の妥当性の認定])ということを確認し、親によって提起された「TPS が DH を遠ざけたか」、「親が決着した問題を再び訴訟しようとしたか」、「EduCare 措置の適切さ」を争う主張を棄却した。

また、IEP 策定プロセスの妨害に関しても、親の行動が2009 - 10 学年度の取り組みを妨げる原因となったことを支持した。つまり、裁判所は、IEP の立案が行われなかったことに関して、TPS に責任がないと判断した聴聞官の判断は適切であると認定した。そして、親と、Billau や Foely との間で交わされた手紙のやりとりから、「これ以上露骨な (blatant) プロセスへの参加拒否はめったに想像できない。原告(親)は TPS に『やめてくれ』(Stop it) と伝え、

2009 - 10 学年度の IEP に関する有意義なやりとりを終了させた。これらの状況から学校区は DH への義務に応えるように更なる試みをしなかったことに関して責任はない」(p. 6) と判断した。そして、親が学校区に対して IEP の準備に必要な不可欠である評価に関する詳細の情報を伝えなかったことを問題として指摘し、当事者たちが子どもの状況やニーズを確認できない限り、ニーズに適合した IEP を用意することは不可能であることを判示した。さらに、親が Foely への手紙とその後のやりとりを中断し、TPS と聴聞官の解釈を非難したことにふれ、手紙の内容は親がプロセスに参加しない意志を明確に表現していたと述べた。2009 - 10 学年度における IEP の策定を妨害したのは TPS でなく親であり、彼らに責任があるという IHO と SLRO の決定を維持するとの判断が下された。

その他の問題について、親は TPS が事前の文書による通知 (prior written notice) を提供しなかったと主張したが、聴聞官は学校区が義務を果たしたと裁定し、親の主張にメリットがないことを指摘した。裁判所は「IDEA 施行規則 (34 CFR § 300.503(a)) は、学校区が、子どもの障害の判定、評価、あるいは教育措置の検討を開始、変更することを提案したり、拒否したりするときには、事前の書面による通知を親に与えなければならないと規定している」(p. 7) と述べ、法の規定内容を確認している。そして、IDEA が、学校区は親の適正手続きの申し立て事項に関する事前の文書による通知を送付していない場合には、学校がその詳しい理由を親に知らせる必要があることを述べた。

これに関して、親は 2009 - 10 学年度にそうした通知を受け取らなかったと主張したものの、裁判所は親が TPS の対応を非難したことは、親自身の行動に過失があり、IEP の策定を不可能にしたと指摘した。最終的な裁判所の判断は、IEP のプロセスを進めるにあたって、必要とされる通知を送付しなかったことは TPS の過失ではないというものであった。

また、裁判所は、親が現在の TPS におけるスチューデント・サービスの責任者である Charlotte Cosart による証言を不正確に述べたことを指摘した。公聴会での親のプレゼンテーションにおけるやりとりの一部は、表 3 の通りであった。裁判所は、2009 年の IEP を作成しなかったという点では、TPS が失敗を繰り返しているが、これも IEP の立案に参加しない親自身の行動によるものと判断した。IEP が作成さ

表 3 Cosart に対する親のやりとり

- Q. 2009 - 10 学年度の IEP を立案する予定はあったのか？
- A. いいえ。
(裁判所：逐語的には、それは正しい。しかし、文脈を無視してこの会話を示すならば、誤解を招く恐れがある。)
- Q. それでは、あなたは教育措置をステイ・ブットすることに取り組んだのか？
- A. 私は、IEP チームが決定した学校に彼女を戻すように取り組んだ。
- Q. IEP なしで、どのようにして彼女は学校に行くことができるのか？
- A. 私は、あなたとのやりとりにおいて、ETR を継続するために、彼女が学校にいるのと同様に、暫定の IEP が DH のためのいくつかのサービスを提供することができるということを示し、ETR のための計画内容を親の情報をふまえて開発した (彼女の IEP のために本当に良い計画を開発することができた)。
- Q. それは 2009 - 10 学年度のためのものであったのか？
- A. いいえ。
- Q. あなたは 2009 - 10 学年度のための IEP を開発する予定はあったのか？
- A. いいえ。 (p.8)

れなかったことに対して、文脈を考慮することなく展開された親の主張は却下された。

さらに、先の IHO の判断として、TPS に対して次の学年度のはじまりまでに IEP を完成させることを命じ、親には評価のための協力と同意を命じていた。親は、この IHO による命令の根拠がなかったことを主張した。裁判所は、IHO は、親が学校区への協力を拒否することを見越し、それを命じたことが適切であるとの見解を示した。「もし、親が学校区と協力して再び作業を行わないのであれば、IEP と FAPE に関する規定を満たすことが再び不可能になることを示す」(p. 9) とし、この点についても親の主張を退けた。

加えて、裁判所によれば、親は判決の直前に SLRO に対する公判後の弁論趣意書 (post-hearing brief) を付託したが、裁判所は提出を拒否した。趣意書の提出時期が妥当でないことに加え、親は学区の弁護人にコピーを送らなかった。そして、たとえ送ったとしても、返答のためには時間は十分ではなかったことを指摘した。結局、「いずれにせよ、親が趣意書を付託することができるように、SLRO は締め切りの延長を申し出て、裁判所は許可したが、親が延長の依頼を幾度も拒否した」(p. 10) ことを認定した。趣意書の提出を許さなかった SLRO に対する非難についての責任は、親にあることが改めて指摘されたのであった。

最後に、IDEA の「障害認定」規定についての判断が示された。まず裁判所は、「IDEA は、学校に対して、学区内に居住するすべての障害のある子どもたちが判定を受け、所在を確認され、評価を受けることを保障する『記述されたポリシーと手続きの採用や実施』を求めている」 (§ 300.111(a)(1)) ことを確認した。そして、「学区は、『学校関係者は、障害の明らかな兆候 (サイン) の見落としや、テストの要望を放置した場合、あるいは評価を行わない合理的な正当性がない場合』のみ IDEA の障害認定規定に違反する。親は、TPS が『DH の所在を確認』しなかったか、彼女を評価しなかったために、障害認定の義務を果たさなかったという苦情を申し立てた。この主張のメリットはない」(p. 10) と判示した。

裁判所は、学区が DH に対する FAPE の必要性を理解しており、彼女が親とともにいる場所を知っていたことを認定した。学区が 2006 年以降、DH を評価していないが、それは親の過失であることを指摘したのである。以上のように、裁判所は、TPS による数々の違反を主張する親の訴えを一貫して退けた。

V 裁判費用に関する判決 (2014)

一連の裁判においては、親の全面的な敗訴となった。さらに、最近では 2014 年 8 月における裁判費用に関する判決 (*Horen v. Board of Educ. of the City of Toledo Pub. Sch. Dist.*, Case No. 3:12CV187 (N.D. Ohio 2014).) が下されている。そこでは、「納税者が、原告 (親) がもたらした費用の浪費を負担したのと同じように、原告は制裁を受けるに値する。将来的に、さらに多くの無益で、不必要、不当な訴訟が生み出されないということを納税者、学区、または裁判

所に保証することはできない」(p. 5) と述べ、親に 32,792 ドルを支払うことを命じた。これは、複数の訴えをすでに棄却されているにもかかわらず、警告を無視して不合理な目的に基づいて訴訟を繰り返し継続しようとする親に対する「唯一の潜在的に効果的な方法」(the only potentially effective way) とも述べられている。訴訟を繰り返すことによる公的な損害と同様に、親の負担が検討されるべきことが示された。

VI おわりに

わが国でも、2007 (平成 19) 年の学校教育法施行令 (第 18 条の 2) 改正に伴い、就学先決定における保護者の意見聴取の義務付け (18 文科初 1290 号) がようやく実現した。また、それは 2013 (平成 25) 年に就学・転学時へと拡大 (25 文科初第 655 号) されており、学校と親との連携や協力はよりいっそう重視されるようになった。一方で、親は、様々な悩みを抱えながらも、利用できるサービスや人的環境は非常に乏しいことが指摘されている (堀家, 2014)。そして、親が教育・保育機関からの助言を受け入れないなど拒否的・防衛的な反応が示される場合もあり、保護者支援における対応困難な状況が生じている側面も明らかにされている (渡辺・田中, 2014)。今後のわが国においても、本裁判のようなケースが生じる可能性がある。親の要求の背景にある問題を適切に捉え、スムーズな連携が可能となる制度的・実践的な仕組みづくりを進めなければならない。

注) 判決文においては、一連の裁判として次のとおり示されている。 *Horen v. Board*, — *F. Supp. 2d* —, 2013 WL 3070774 (N.D. Ohio); *Horen v. Board*, —*F. Supp. 2d* —, 2013 WL 2403999 (N.D. Ohio); *Horen v. Board*, 2012 WL 3808902 (N.D. Ohio); *Horen v. Board*, 655 *F. Supp. 2d* 794 (N.D. Ohio 2009); *Horen v. Board*, 594 *F. Supp. 2d* 833 (N.D. Ohio 2008); *Horen v. Board*, 2008 WL 5156614 (N.D. Ohio); *D.H. ex. rel. Horen v. Board*, 2008 WL 4457897 (N.D. Ohio); *Horen v. Board*, 568 *F. Supp. 2d* 850 (N.D. Ohio 2008); *Horen v. Board*, 2008 WL 339458 (N.D. Ohio); see also *Board v. Horen*, 2010 WL 3522373 (N.D. Ohio)。さらに、最近では、本文中にも示した *Case No. 3:12CV187* (N.D. Ohio 2014) がある。

【文献】

堀家 由妃代 (2014) 発達障害児の親支援に関する一考察. 佛教大学教育学部学会紀要, 13, 65-78.

渡辺 顕一郎・田中 尚樹 (2014) 発達障害児に対する「気になる段階」からの支援: 就学前施設における対応困難な実態と対応策の検討. 日本福祉大学子ども

発達学論集, 6, 31-40.

Yell, M. L., Ryan, J. B., Rozalski, M. E., & Katsiyannis, A. (2009). The U.S. Supreme Court and special education: 2005 to 2007. *Teaching Exceptional Children*, 41(3), 68-75.

Parents' Rights in Special Education: An Analysis of the "Horen v. Toledo School District".

Munehisa YOSHITOSHI^{*1}, Ayaka TAKAHASHI^{*2}, Mizuho KAGEYAMA^{*2}

The Individuals with Disabilities Education Improvement Act of 2004 (P.L. 108-446, IDEA) guarantees educational rights to all students with disabilities and their parents. One of IDEA's foundational principles is the right of parents to participate in the educational planning process regarding their child. On the other hand, The most effective methods of exercising parental responsibilities and rights gave rise to hot discussions. In *Horen v. Board of Educ. of the City of Toledo Pub. Sch. Dist.*, (113 LPR 48072, N.D. Ohio 2013), the Ohio district court pointed in particular to the phrase "stop it" by parents, and upheld that parents refused communication with the district regarding an individualized education programs. We summarized the main features of this case. Contents of judge's decision in this case will provide a context to address issues for parental involvement in special education.

Key words : Parent Participation, Individualized Education Programs (IEP), procedural due process, Free and Appropriate Public Education (FAPE)

※ 1 Graduate School of Education, Okayama University

※ 2 Student at the Graduate School of Education, Okayama University
